

外国人留学生等インターンシップ参加のための支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取市国際経済発展協議会（以下、「協議会」という。）が実施する外国人留学生等インターンシップ事業に参加する外国人留学生等（以下「参加留学生等」という。）に対して、インターンシップ期間中に要する経費を助成することにより負担を軽減し参加を促すことを目的として実施する支援事業に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定宿泊施設 協議会が指定した宿泊施設をいう。
- (2) 居住地 参加留学生等の居住する場所をいう。
- (3) 実施地 インターンシップを実施する場所をいう。

(実施内容)

第3条 支援事業は予算の範囲内において行うものとし、実施内容は次の各号のとおりとする。

(1) 宿泊支援事業

- ア 対象者 参加留学生等のうち指定宿泊施設への宿泊を希望する者
- イ 支援内容 指定宿泊施設での宿泊に要する経費（宿泊以外に利用した経費は含まない。）
- ウ 支援期間 インターンシップ期間中（前泊及び後泊を含む。）

(2) 移動交通費助成事業

- ア 対象者 参加留学生等
- イ 助成対象経費 指定宿泊施設又は県内の居住地と実施地の区間（経済的かつ合理的と認められる経路に係るもの）の往復にかかる移動交通費（参加留学生等の都合による経由地までの経費等については対象としない。）
- ウ 助成金の額 公共交通機関又はタクシーでの移動に要した額。ただし、移動方法については事前に協議会と定めることとし、原則定められた移動方法で要した交通費のみを助成することとする。

(事業の実施手続)

第4条 事業の実施手続については次の各号のとおりとする。

(1) 宿泊支援事業

- ア 本事業の申込みは、申込書（様式9）によるものとする。

イ 協議会は、アの申込み内容が適正であると判断した場合、指定宿泊施設の手配を行う。

(2) 移動交通費助成事業

ア 本助成金の請求は、インターシップ期間を終了した日から起算して20日以内又は毎年度3月23日（土日の場合は前日の営業日）のいずれか早い日までに協議会に行うものとする。

イ アの請求は、請求書（様式10）によるものとし、領収書の写し等実際に支払った経費が証明できる書類を添付するものとする。

ウ 協議会は、イの請求内容が適正であると判断した場合、原則として請求書の受理日から20日以内に助成金を支払うこととする。

エ 移動交通費助成事業においてタクシーを利用する場合、協議会は、事前にタクシーチケットを渡すなど、当日の学生の実費負担がないように配慮するものとする。

（その他の事項）

第5条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。